この仕様書は、鳥取県立鳥取産業体育館(以下「鳥取産業体育館」という。)及び鳥取県営鳥 取屋内プール(以下「鳥取屋内プール」という。)の管理業務等を実施するための仕様を示すも のである。指定管理者は、業務の遂行に当たり公の施設としての性格を十分認識し、日常又は定 期に必要な保守・点検業務を行い、快適な施設環境を作るとともに、各種機器類の性能を常に最 良の状態に維持し、故障の予防、設備の恒久化に努めるものとする。

I 管理業務に関する事項

1 基本的事項

- (1)公の施設であることを念頭において、公平な利用を確保しながら適切な管理運営を行うこととし、特定の団体等利用者に有利あるいは不利になる運営をしないこと。
- (2) 事業計画書等に基づき、利用者が安全かつ快適に施設を利用できるよう、また施設設備の機能が十分に発揮・維持されるよう適正な管理運営を行うとともに、管理運営経費の節減に努めること。
- (3) 利用者の意見を管理運営に反映させ、利用者の満足度を高めていくとともに利用促進に努めること。
- (4)省エネルギーに努めるとともに、廃棄物の発生を抑制し、環境に配慮した管理を行うこと。
- (5) 県と密接に連携を図りながら、管理運営を行うこと。

2 施設の受付・案内等

- (1) 指定管理者は、利用者への応接、電話での問い合わせ等について、迅速かつ適切な対応を行うこと。
- (2) 施設の利用等について、利用者、住民等から苦情があった場合は、適切な対応をするとともに、その内容を県へ随時報告すること。

3 施設利用の受付・許可等

(1) 各種大会、行事等が円滑に開催されるよう、利用区分に応じて利用を受け付けること。 ア 鳥取産業体育館

区 分	申 込 受 付 開 始 日
全面利用の場合	県大会以上の大会について、全館、全面利用を優先するため、当該年度
	の専用利用をした者等を対象に毎年2月にその翌年度に係る利用の調
	整会議を行うこと。なお、年間利用調整会議後は随時受け付ける。
一部専用の場合	利用日の前月第1火曜日に利用希望者を対象に月間利用調整会議を実
	施
一般利用の場合	利用日当日

イ 鳥取屋内プール

区	分	申込受付開始日
専用利用	月の場合	利用日3か月前から
一般利用	月の場合	利用日当日
研修室	•	利用日3か月前から

(2) 県の使用

県が各種大会等で施設を利用する場合にあっては、(1)の受付期間前であっても受け付けること。

(3) 県立施設予約システムの取扱

ア 県では県立施設における利用者の利便、施設利用予約業務の効率化を図るため、県立 施設予約システム(以下「予約システム」という。)を導入しており、指定管理者は予 約システムを利用して予約業務を行うこと。

- イ 指定管理者は、予約システムを適正に利用するとともに、システム上の異常、不具合 等が発生した場合は、速やかに県が指定する予約システム運用保守業者又は鳥取県総務 部デジタル・行財政改革局行財政改革推進課に連絡すること。
- ウ 予約システムに係る運用保守経費は県が負担するものであること。 ただし、帳票のカスタマイズ等については指定管理者の負担において実施すること。
- (4) Google Map等の管理について

各施設のホームページの管理にとどまらず、Google Map等一般県民等が利用を されることが想定されるツールについても最新情報となるように管理を行うこと。

なお、情報編集のための権限については県から各施設に権限を付与するが、必要なアカウント等は指定管理者が準備すること。

- (5) キャッシュレス決済への対応について 施設利用者の利便性を確保するため、入館料、利用料金、物販・飲食等の支払方法の一 つとしてキャッシュレス決済に対応すること。
- (6) ネーミングライツの取扱い

鳥取県総務部デジタル・行財政改革局行財政改革推進課では県有施設の知名度向上や運営 財源の確保等を目的として、施設の愛称を命名する権利(ネーミングライツ)を取得する法 人を募集することとしており、鳥取産業体育館及び鳥取屋内プールにおいて新たなネーミン グライツが導入されたときは、県、施設命名権者及び指定管理者の3者で締結するネーミン グライツ契約書に基づく業務の実施に協力すること。

- (7) 利用許可に係る事務は迅速に行うこと。
- (8) 鳥取産業体育館及び鳥取屋内プールの利用の許可に当たっては、利用申込書において、 鳥取県立産業体育館の設置及び管理に関する条例(平成9年鳥取県条例第1号)、鳥取県営社会体育 施設の設置及び管理に関する条例(昭和39年鳥取県条例第24号)に規定する行為の制 限等の規定の遵守及び利用許可の制限に該当する利用でないことを誓約させるとともに、 鳥取県警察本部への照会がなされる場合があることについて、利用申込書に明記するなど して周知すること。
- (9) 指定管理者は、施設の利用に係る利用料金を徴収すること。
- (10)利用の許可、利用料金の徴収並びに返還方法については、指定管理者において定め、 県へあらかじめ提出すること。
- (11) 前管理者が受けた利用申込み等
 - ア 前管理者が受けた令和6年4月1日以降の利用申込みは、指定管理者が誠意をもって 引き継ぐこと。
 - イ アに係る前納の利用料金は、利用者が支払った時点の「管理者」へ支払われたもので はなく、公の施設の利用の対価として支払われたものであるため、前納の利用料金があ る場合は、県が予算措置を行ったうえで、指定管理者へ引き継ぐものとする。
 - ウ 令和6年3月31日以前の利用に係る未納の利用料金については、施設の利用が行われた時点の管理者の未収金であり、前管理者が対応すること。
 - エ 令和6年4月1日以降に指定管理者が利用料金を値下げすることに伴い、前納の利用料金から「返還」が生じる場合は、利用者に対する有利な遡及であり、指定管理者はその差額を当該利用者へ返還すること。ただし、指定管理者が利用料金の値上げすることに伴う追加徴収はできないこと。
 - オ アからエまでの取扱いは、次期指定管理者への引継においても同様であること。この 場合において、イ中「県が予算措置を行ったうえで、」は、削除して適用すること。
- (12) 鳥取屋内プールの定期券及び回数券の取扱い
 - ア 鳥取屋内プールの利用料金のうち、定期券及び回数券により利用許可しているものは、 指定管理者の交替後も有効とする。
 - イ 指定期間開始までに定期券により利用許可し、既に県が収納している利用料金については、指定期間開始後の利用分について日割計算し、県から指定管理者へ支払うものとする。

- ウ 指定期間開始までに回数券により利用許可し、既に県が収納している利用料金については、回数券が使用された実績に応じて県から指定管理者へ支払うものとする。
- エ 指定期間終了に伴い指定管理者が交替する場合、交替前に利用許可された定期券及び 回数券による利用料金は、イ及びウと同様の方法により、交替前の指定管理者が次期指 定管理者へ支払うものとする。

4 施設・設備の貸出等

- (1) 利用者が施設を利用する上で、必要な指導・助言を行うこと。
- (2) 付属設備、備品の準備及び使用方法と注意事項の説明等を行うこと。

5 自動販売機等の設置

(1) 設置の報告

自動販売機等の設置については、利用者の利便性向上の一環として指定管理者の業務範囲とするものであること。

この場合においては、設置した自動販売機の設置業者、販売物等を業務報告書に記載し、県に報告すること。

(2) 留意事項

ア 現在の設置場所及び台数は、資料8「行政財産の目的外使用許可の状況」のとおりである。追加設置に当たっては、鳥取産業体育館及び鳥取屋内プールの設置目的、防災面、施設機能等を考慮した上で設置すること。

- イ 設置に当たっては、次の点を要件とする。
 - (ア) ビール、清酒等のアルコール類及びたばこは、販売しないこと。
 - (イ) 青少年に有害な書籍、玩具等は、販売しないこと。
 - (ウ) ゲーム機類は、設置しないこと。
- ウ 自動販売機の設置を他の業者へ再委託する場合は、あらかじめ事業計画書に記載する こと。
- エ ウの再委託に当たっては、書面により契約を締結すること。この場合において、契約 の終期は、指定管理者の管理期間の終期を限度とすること。
- オ ただし、資料8「行政財産の目的外使用許可の状況」記載の現在設置している自動販売機等のうち、その設置許可に係る期間が指定管理者の指定の期間と重なるときは、原則として、その重なる期間中は、現在の設置者が当該重なる期間中に負う当該自動販売機等の設置に係る使用料の額と同額を指定管理者に納入させることを条件として、現在の設置者へ再委託すること。

6 県が直接行う使用許可の範囲

指定管理者の業務範囲である利用許可以外の許可(行政財産の目的外使用許可)は、県が その許可事務を直接行うため、当該申請があれば速やかに県又は鳥取市に連絡すること。

(例示)

- (ア) 電気、水道、ガス事業等の用に供する線路等
- (イ) 職員駐車場
- (ウ) 利用者の利便に供するもの以外のもの

なお、現在の行政財産の目的外使用許可の状況は、資料8「行政財産の目的外使用許可の 状況」のとおりである。

7 県内発注

委託業務の実施に当たっては、対象経費、金額等にかかわらず県内事業者への発注に努めなければならないが、特に委託、工事を発注する場合は原則として県内事業者へ発注すること。

なお、事業計画書に記載していない委託、工事を県外事業者に発注する必要が生じた場合は、あらかじめ県に協議して承認を受けること。

8 スポーツの普及振興

スポーツ教室等のスポーツの普及振興に係る事業を実施すること。 (令和4年度のスポーツ教室の実績は、資料1のとおり)

9 障がい者が暮らしやすい社会づくりの推進

障がい者が暮らしやすい社会づくりに向けて、障がい者が利用しやすい施設運営を実現するための取組を行うとともに、障がい者スポーツの普及振興に係る事業を実施すること。

10 障がい者又は高齢者の就労機会の確保

障がい者、高齢者(65歳以上)の就労機会の確保、拡大を図るため、以下の事項に留 意すること。

- (1) 障がい者及び高齢者の直接雇用に努めることとし、事業計画書に障がい者及び高齢者の雇用計画を可能な範囲で記載すること。
- (2) 障がい者就労施設及びシルバー人材センター等からの物品、役務の調達に努めることとし、事業計画書に障がい者就労施設及びシルバー人材センター等への業務委託計画を可能な範囲で記載すること。

11 事故が発生した場合の報告及び公表

(1) 指定管理の施設、設備等に関する事故が発生し、公表を行う場合は、個人情報保護や警察からの捜査上の要請、その他特別の事情がある場合を除き、原則として事故発生の情報について、できる限り速やかに実施すること。

なお、状況等により指定管理者が対応できない場合は、県の所管課が公表を行うことがある。

- (2) 指定管理者は、報告、公表について速やかな対応を行うため、非常時の連絡体制について、上位者への連絡が困難な場合の対応なども含めて点検を行い、適切な体制を整備すること。
- (3) 指定管理者は、事故等の発生時において、対応に疑義を生じた場合は速やかに所管課に報告し、その指示を仰ぐこと。

12 電力の調達

指定管理施設における電力調達については、今後3年間の電気料金の支払金額の見込み (予定価格)により、次のとおり対応するよう努めること。

ただし、予定価格が20万円に満たない場合はこの限りではない。

なお、この取扱いは、県の運用に準じて定めているものであり、一般競争入札の方法による電力調達が可能な場合においては、当該方法によって電力調達を行うことを妨げるものではないこと。

また、県内事業者への発注機会の増大や県産品の利用促進を図るため、電力調達の際は一般競争入札の参加資格要件に県内事業者であることを設定したり、随意契約時に県内事業者からも見積りを取るなど、積極的な発注に取り組むこと。

予定価格	電力調達の対応
160万 円超	現在の契約期間が終了するまでに自動更新契約を行うことなく、一般電気 事業者及び特定規模電気事業者を対象とした一般競争入札の方法により電 力調達の契約を締結する。
160万 円以下	随意契約の方法により契約できるが、原則として合い見積りの方法により 電力調達の契約を締結する。

13 緊急時の対応

(1) 指定管理者は、災害等緊急時の利用者の避難、誘導、安全確保、必要な通報等についての対応マニュアルを作成し、緊急事態の発生時には適確に対応すること。

- (2) 利用者、来場者の急な病気、けが等に対応できるよう、近隣の医療機関等と連携し、適確に対応すること。
- (3) 次のいずれかに該当する場合には、鳥取県立鳥取産業体育館及び鳥取県営鳥取屋内プール施設の使用について県の指示に従わなければならない。
 - ア 地震等の災害、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成15年法律第79号)第1条に規定する武力攻撃事態等(以下「武力攻撃事態等」という。)、感染症のまん延その他これらに類する状況への対処として、鳥取県立鳥取産業体育館及び鳥取県営鳥取屋内プールを閉館し、又は、住民の避難、救援若しくは災害対応のために使用する必要があると県が認めるとき。
 - イ 鳥取県立鳥取産業体育館及び鳥取県営鳥取屋内プールについて、武力攻撃事態等に おける国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第148 条の規定により県が避難施設として指定をしようとするとき。
 - ウ 鳥取県立鳥取産業体育館及び鳥取県営鳥取屋内プールについて、鳥取市から、鳥取市地域防災計画に基づく住民の避難、救援又は災害対応に要する施設としての指定に係る同意の申し出があったとき。
- (4)(3)の県の指示に従う場合において、管理費の取扱いその他必要な事項については、 県及び指定管理者が協議の上、決定する。
- (5) 地震等の災害に関する警戒情報、武力攻撃事態等に関する警報等が発せられた場合等に おいて、県民の安全の確保のために鳥取県立鳥取産業体育館及び鳥取県営鳥取屋内プール を閉館する必要があると県が認めるときは、速やかに当該施設を閉館すること。
- 14 J-ALERT (全国瞬時警報システム) の取扱い
 - (1) 県は、緊急地震速報等を活用して施設利用者や職員の安全確保、地震被害等の軽減を図ることを目的として J A L E R T を設置しており、指定管理者は、同システムが有効に活用されるよう理解を深め、適切に管理運用し、施設利用者の安全確保に努めること。
 - (2) 指定管理者は次のとおり維持運用を行うこと。
 - ア 速報発表時にとるべき行動を緊急時の対応要領に盛り込み、従業員に対して周知に 努めること。

イ J-ALERTを利用した操作訓練や避難訓練等の実施に努めること。

15 組織及び人員配置

- (1) 管理運営業務を実施するために必要な業務執行体制を確保するとともに、労働関係諸法令を遵守し、管理運営を効率的に行うための業務形態にあった適正な人数の職員を配置すること。
- (2) 館長相当職(常勤職員)を1名配置すること。
- (3) 受付業務には常時1名以上配置すること。
- (4) 鳥取屋内プールの監視員を常時2名以上配置すること。
- (5) 職員の体制は、施設の管理運営に支障がないように配慮するとともに、利用者の要望に 応えられるものとすること。
- (6) 法令等により配置が義務づけられている技術者として、次の資格を有する者を1名以上 配置すること。
 - ア 防火管理者(正職員)
 - イ ボイラー技師
 - ウ 危険物取扱者
 - 工 電気主任技術者(委託可)
- (7) 開館時間中はいつでも利用料金の収受ができるよう、会計事務に精通し、適切かつ迅速 な利用料金の収受と、収受した利用料金の適切な管理を行うことができる者を、管理室に 常時1名以上配置すること。
- (8) 利用者の求めに応じて、トレーニング等に関して的確な助言や指導を行うとともに、スポーツ事故が発生した時に速やかに対処できるようにするため、公益財団法人日本スポー

ツ協会公認のスポーツ指導員を1名以上配置すること。

- (9) AED (自動体外式除細動器) の取扱い
 - ア 県は、施設利用者等が突然の心停止に陥った場合の救命活動が円滑に行われることを目的としてAEDを配置しており、指定管理者は、職員又は非医療従事者が常時使用できるよう管理を行うこと。
 - イ 指定管理者は次のとおり維持管理を行うこと。
 - (ア) AEDを常時使用できるよう最低年1回定期点検すること。
 - (イ) AEDを使用した後においては、次回以降使用できるか否か点検すること。
 - ウ 指定管理者は、AEDを使用するための講習会を受講した職員を1名以上配置すること。
- (10)指定管理者の業務の執行及び財産の状況の監査を職務とする理事以外の役員の職にある 2人以上の者(役員に準ずる職にある者を含む。)に、次に掲げる職務を行わせるものとす ること。
 - ア 指定管理者が行う公の施設の管理に係る当該指定管理者の財産及び業務の執行に係る 状況を監査すること。
 - イ 指定管理者が行う公の施設の管理に係る当該指定管理者の財産の状況又は業務の執行 について、法令、定款(これらに相当するものを含む。)に違反し、又は著しく不当な事 項があると認めるときは、指定管理者の総会等及び知事へ報告すること。
 - ウ イの報告をするために必要があると認めるときは、指定管理者の総会等の招集を請求 し、又はこれを招集すること。

16 収支状況の管理

(1) 試算表の作成

毎月の収入支出の状況を明らかにする試算表を毎月作成すること。

(2) 収支帳簿の作成及び証憑書類の整理・保存 収入支出に係る帳簿を作成するとともに、証憑書類を整理し、5年間保存すること。

17 事業計画書及び報告書の提出

(1) 事業計画書の提出

指定管理者は毎年2月末までに当該年度の翌年度の事業計画書を県に提出し、その承認 を受けること。

(2)業務報告書の提出

事業の実施状況について、次の内容の月報を作成し、その翌月15日までに県へ報告すること。

- ア 利用者数、利用料金及び減免の実績
- イ 利用促進策の実施状況
- ウ 収支状況
- エ 再委託・工事発注の状況
- 才 管理体制
- カ 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況
- キ 会計事務に関する指定管理者自身による内部検査結果
- ク その他必要な事項
- (3) 事業報告書の提出

以下の内容を作成し、毎年度終了後30日以内に、事業報告書を県へ提出すること。なお、必要に応じ、次の内容以外について報告を求めることがある。

- ア 管理運営の体制 (職員に係る雇用条件、労働状況を含む)
- イ 管理の業務の実施状況
- ウ利用者数の実績
- エ 利用料金の収入の状況
- オ 管理に係る経費の収支状況

18 指定期間終了後の引継業務

指定管理者は、指定期間終了、指定の取消等により、次期指定管理者へ業務を引き継ぐ際は、円滑かつ支障なく本施設の業務を遂行できるよう、引継ぎを行うとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供するものとする。

Ⅱ 保守管理に関する事項

指定管理者が行う特記すべき最低限の保守管理業務は次のとおり。

- 1 清掃(別添1-1「清掃作業基準仕様書」のとおり)
- (1) 日常清掃

1日1回及び1~2週間に1回を単位とし行う清掃業務を行う。

(2) 定期清掃

1年に2回~3回を単位とし清掃作業を行う。

(3) 特別清掃

1年に1回~2回を単位とし清掃作業をいう。

(4) 高架水槽・貯水槽の清掃(別紙「貯水槽清掃作業仕様書」のとおり)

FRP製の水槽で、水道法(昭和32年法律第177号)及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)に基づき、1年に1回清掃作業を行う。

(5) 補足

体育館の床板の清掃については、平成29年5月29日付29施施企第2号文部科学省 通知「体育館の床板の剥離による負傷事故の防止について(通知)」(別添2)に従って 行うこと。

2 プールの清掃

年2回、プールの水を抜き、プール内及びプールサイドを清掃すること。(1回当たりの所要期間は5日程度を想定)

3 駐車場

ゴミ拾いなど清掃を行い、美観の維持に努めること。

4 除雪作業

降雪時には来館者の自動車の通行及び駐車、来館者の歩行等に支障がないよう駐車場、スロープ、通路等の除雪作業を必要に応じて行うこと。

5 喫煙スペース

喫煙できるスペースは、館外に灰皿を設置している場所のみとする。 なお、健康増進法(平成14年法律第103号)に基づき、受動喫煙の防止に努めること。

6 消防設備

消防法(昭和23年法律第186号)の規定に従い、点検をすること。 別添3-1「消防設備保守点検業務仕様書」のとおり。

7 電気工作物保守点検

電気事業法(昭和39年法律第170号)に基づく保安規程に従って電気設備の点検をすること。

別添4「電気工作物保守点検業務仕様書」のとおり。

8 警備

(1) 火災に対する適切な対応を図ること。

ア 火災を発見した時の通報及び消火活動その他の処置

イ 消防署又は指定する緊急連絡者への通報及び連絡

(2) 防犯に対する適切な対応を図ること。

人的警備(開館時)と機械警備システムを利用して24時間警備(休館日を含む。)を 行うこと。

- ア 警備委託 (別添 5-1 「警備業務仕様書」のとおり)
- イ 侵入者等の潜伏・徘徊を発見した時の処置
- ウ 警察署又は指定する緊急連絡者への通報及び連絡
- (3) 休館日及び閉館時間においても適切な対応を図ること。
- 9 その他の保守点検
 - ア 自動扉(別添6「自動扉保守点検業務仕様書」のとおり)
 - イ 自動制御機器(別添7「自動制御機器保守点検業務仕様書」のとおり)
 - ウ 冷温水機 (別添8「吸収冷温水機保守点検業務仕様書」のとおり)
 - エ 小体育館用エアコン (別添9「鳥取産業体育館小体育館・放送室エアコン保守点検業 務仕様書」のとおり)
 - オ ボイラー排ガス測定
 - カ 簡易水道検査
 - キ プール水質検査・ろ過装置濁度
 - ク 二酸化炭素濃度測定
 - ケ 地下オイルタンク気密試験
 - コ エレベーター点検保守(別添10「エレベーター保守点検業務仕様書」参照)
 - サ 真空式温水ヒータ保守(別添11「真空式温水ヒータ保守点検仕様書」参照)
 - シ プール空調保守点検(年2回実施)
 - ス ロールバックスタンド (手動式移動観覧席) 保守点検 (3年に1回実施)
 - セ 大体育館音響設備保守点検(3年に1回実施)
 - ソ 競泳機材保守点検(年1回実施)
 - タ 湧水槽排水配管洗浄作業(年1回実施)
 - チ 地下機械室各種ポンプ保守点検
 - ツ パッケージエアコン保守点検
 - テ 大体育館空調保守点検(年2回点検(フィルター清掃を含む)
 - ト プール保守点検(年1回実施)

10 保険

公益財団法人日本体育施設協会が取りまとめている「スポーツファシリティーズ保険」への加入は指定管理者が行うこと。

なお、以下に現行の保険内容を示すが、同等以上の条件の保険に加入すること。

- (1) 施設所有(管理)者賠償責任保険
 - ア 対人1億円/1事故3億円
 - イ 対物1事故1億円
 - ウ 人格権侵害50万円/1事故1千万
- (2) スポーツ災害補償保険(被災者1名につき)
 - ア 死亡・後遺障害補償保険金額 200万円
 - イ 医療保障保険金 日額2,500円
 - ※令和4年度保険料実績289,370円

11 備品の管理

- (1) 指定管理者は、施設の運営に支障を来さないよう、備品の維持管理を適切に行い、必要な修繕は速やかに行うこと。
- (2) 指定管理者は、県の所有に帰属する備品が不用となった場合には、県に返還すること。
- (3) (2) により備品の数量等に異動があった場合及び県が新たに備品を貸与した場合は、 県が提示した備品台帳により整理すること。

- (4) 県が貸与した備品及び県が委託料による購入を指示した備品は県の所有に帰属し、指定管理者の判断により購入した備品は指定管理者の所有に帰属するものであること。(※ただし、指名指定で委託料の精算を伴う場合、余剰金による備品の購入に当たっては県の承認を必要とし、これにより購入した備品は県の所有に帰属する。)
 - ※備品とは、性質、形状を変えることなく長期間にわたって継続使用に耐える物品及び長期間にわたって保存しようとする物品のうち、取得価格が10万円以上の物品をいう。

12 リース契約

- (1) 指定管理者は、前管理者がリース契約をし、指定管理期間開始後もリース契約に残存期間のある物件について、原則として、当該契約を引き継ぐこと。
- (2) (1) の物件について、指定管理者において不用な物件がある場合については、指定管理者の責において契約を打ち切ることができるが、その際に発生する違約金等は指定管理者が負担すること。
- (3) 指定管理期間中に新たに締結するリース契約の期間は、指定管理期間を超えることができないこと。

13 修繕

施設、設備及び備品(以下「施設等」という。)を適正な利用に供するよう日常的に保守 点検を行い、施設等の保全に努めること。

また、施設等の損傷又は不具合を発見した場合は、施設等の安全性を確保するために必要な応急処置を行うとともに、発注1件当たり50万円未満の修繕にあっては指定管理者の負担により行い、それ以外のものは県の負担により行うこと。

修繕する内容については、指定管理者が、修繕が必要と判断したもののほか、県が施設の 管理上必要と判断したものについても、指定管理者は県の指示により修繕を行うこと。

※ 修繕とは、施設等の劣化若しくは損傷部分又は機器の性能若しくは機能を実用上支障 のない状態まで回復させることをいう。

14 関係書類の整備

委託業務の実施に当たっては、業務日誌、作業記録などの業務関係書類を作成し、指定期間終了後5年間保管するものとすること。

【資料1】スポーツ教室等の実施状況

(1) 教室実施状況

① スポーツ教室

	秋宝	延べ参					
教室名	対象	加人数	期数	回数	実施期間	指導者	参加料
(種目)		(人) (期)					(円)
卓球				10	R4. 4~R4. 7		3, 050
	一般	348	3	10	R4. 9∼R4. 12	外部指導者	3, 050
(月曜日)				5	R5. 1∼R5. 2		1, 525
テニス PM				10	R4. 4~R4. 6		3, 050
	一般	304	3	10	R4. 8∼R4. 11	外部指導者	3, 050
(火曜日)				5	R5. 1∼R5. 2		1, 525
産体				10	R4. 9~R4. 11		3, 050
フィットネス	一般	146	2	5	R5. 1~R5. 2	外部指導者	1, 525
(火曜日)					No. 1 No. 2		1, 010
ジュニア空手				10	R4. 4~R4. 6	施設職員	2,030
(火曜日)	小学生	208	3	10	R4. 9∼R4. 12	外部指導者	2,030
(ノベル田 ロ)				5	R5. 1∼R5. 2	\1.hh1□ \1. □	1, 015
テニス AM				10	R4. 4~R4. 6		3, 050
(水曜日)	一般	341	3	10	R4. 9∼R4. 12	外部指導者	3, 050
(八下年口)				5	R5. 1∼R5. 3		1, 525
テニス PM				10	R4. 4~R4. 7		3, 050
(水曜日)	一般	301	3	9	R4. 9∼R4. 12	外部指導者	2, 745
				5	R5. 1∼R5. 3		1, 525
占比				10	R4. 4~R4. 7		3, 050
卓球	一般	666	3	10	R4. 8∼R4. 12	外部指導者	3, 050
(水曜日)				5	R5. 1∼R5. 3		1, 525
ジーマ仕担				10	R4. 4~R4. 7		2,030
ジュニア体操	小学生	155	3	10	R4. 8∼R4. 12	施設職員	2,030
(水曜日)				5	R5. 1∼R5. 3		1,015
4+4				10	R4. 4~R4. 7		3, 050
卓球	一般	522	3	10	R4. 9~R4. 12	外部指導者	3, 050
(木曜日)				5	R5. 1∼R5. 2		1, 525
産体				10	R4. 4~R4. 7		3, 050
フィットネス	一般	506	3	10	R4. 9~R4. 12	施設職員	3, 050
(木曜日)				5	R5. 1∼R5. 2		1, 525
(/ 型色 日 /					10.1 10.2		1,020

テニス PM (木曜日)	一般	314	3	10 10 5	R4. 4~R4. 7 R4. 9~R4. 12 R5. 1~R5. 2	外部指導者	3, 050 3, 050 1, 525
いきいき健康 (I・Ⅱ期木 曜日、Ⅲ期火 曜日)	一般 60 歳 以上	277	3	10 10 5	R4. 4~R4. 6 R4. 9~R4. 12 R5. 1~R5. 2	施設職員	3, 050 3, 050 1, 525
ジュニア 新体操 (木曜日)	小学生	307	3	10 10 5	R4. 4~R4. 7 R4. 9~R4. 12 R5. 1~R5. 2	外部指導者	2, 030 2, 030 1, 015
エアロビクス (金曜日)	一般	291	3	10 10 5	R4. 4~R4. 7 R4. 9~R4. 12 R5. 1~R5. 2	外部指導者	3, 050 3, 050 1, 525
バドミントン (金曜日)	一般	140	3	10	R4. 4∼R4. 7	外部指導者	3, 050

② 水泳教室

教室名 (種目)	対象	延べ参加 人数 (人)	期数	回数	実施期間	指導者	参加料(円)
一般	άΠ	0.07	0	15	R4. 4~R4. 7	北十二八四十二	12, 975
(月曜日)	一般	397	3	15 5	R4. 8~R4. 12 R5. 1~R5. 2	施設職員	12, 975
				_			4, 325
小学生				15	R4. 4~R4. 7	施設職員	7, 635
(月曜日)	小学生	468	3	15	R4. 8∼R4. 12	外部指導者	7,635
(Ⅲ期から中級)				5	R5. 1∼R5. 2	外部拍导有	2, 545
小中学生	.1. 1			15	R4. 4~R4. 7		7, 635
(月曜日)	小中	163	3	15	R4.8~R4.12	施設職員	7, 635
(Ⅲ期から上級)	学生			5	R5. 1∼R5. 2		2, 545
アクア				15	R4. 4~R4. 8		12, 975
エクササイズ	一般	241	3	15	R4.8∼R4.12	施設職員	12, 975
(火曜日)				5	R5. 1∼R5. 2		4, 325
小学生				15	R4. 4~R4. 7		7, 635
(火曜日)	小学生	377	3	15	R4. 8∼R4. 12	施設職員	7, 635
(Ⅲ期から初級)				5	R5. 1∼R5. 2		2, 545

					T		
一般(夜)				15	R4. 4~R4. 8		12, 975
(木曜日)	一般	347	3	15	R4. 8∼R4. 12	施設職員	12, 975
(八)24年日/				5	R5. 1∼R5. 2		4, 325
小学生				15	R4. 4∼R4. 7		7, 635
(木曜日)	小学生	431	3	15	R4.8∼R4.12	施設職員	7, 635
(Ⅲ期から中級)				5	R5. 1∼R5. 2		2, 545
──般(AM)				15	R4. 4∼R4. 7		12, 975
(金曜日)	一般	273	3	15	R4.8~R4.12	施設職員	12, 975
(立惟日)				5	R5. 1∼R5. 2		4, 325
──般 (PM)				15	R4. 4~R4. 8		12, 975
	一般	184	3	15	R4.8~R4.12	施設職員	12, 975
(金曜日)				5	R5. 1∼R5. 2		4, 325
ńл. / -/` \				15	R4. 4~R4. 7		12, 975
一般(夜)	一般	177	3	15	R4.8~R4.12	施設職員	12, 975
(金曜日)				5	R5. 1∼R5. 2		4, 325
小学生				15	R4. 4~R4. 7		7, 635
(金曜日)	小学生	464	3	15	R4. 8∼R4. 12	施設職員	7, 635
(Ⅲ期から初級)				5	R5. 1∼R5. 2		2, 545
小学生①				15	R4. 4~R4. 7		7, 635
(土曜日)	小学生	432	1	15	R4.8∼R4.12	施設職員	7, 635
(Ⅲ期から初級)				5	R5. 1∼R5. 2		2, 545
小中学生①				1.5	D4 4 - D4 7		7 (95
(土曜日)	小中	400	0	15	R4. 4~R4. 7	据 凯啦里	7, 635
(Ⅲ期から小学生	学生	422	3	15	R4. 8~R4. 12	施設職員	7, 635
中級)				5	R5. 1∼R5. 2		2, 545
小中学生②	.1. 1			15	R4. 4~R4. 7		7, 635
(土曜日)	小中	92	3	15	R4.8~R4.12	施設職員	7, 635
(Ⅲ期から上級)	学生			5	R5. 1∼R5. 2		2, 545
	小学生						
	から						20.7
ワンコイン	一般、	4	2	随時	R4.7、R4.10	施設職員	30分
	障がい						500円
	者						
	l .			I	L		

③ 水球教室

教室名 (種目)	対象	延べ参 加人数 (人)	期数	回数	実施期間	指導者	月額 参加料 (円)
水球教室 (土曜日)	小中学生	417	1	33	R4. 4~R4. 8 R4. 10~R5. 3	施設職員	1, 520

④ 障がい者水泳教室

教室名 (種目)	対象	延べ参 加人数 (人)	期数	回数	実施期間	指導者	参加料(円)
障がい者 水泳教室 (金曜日)	障がい者	116	1	16	R4. 6 R4. 7 R4. 10~ R5. 3	施設職員 外部指導者	無料

(2) イベント実施状況

① イベント名:花ショウブ展示会

目 的:展示会を実施することにより、幅広い年齢層に興味を持ってもらう。

実施内容:6月に見ごろを迎える花ショウブの展示

開催日:令和4年6月25、26日 参加者数:160人

② イベント名:TORITAI ワークショップ

目 的:ドライフラワーを用いて花雑貨を作成することにより、幅広い年齢層に興味を持ってもらう。

実施内容:ドライフラワーを使ったオリジナルの花雑貨を作るワークショップ

開催日:令和4年12月26日 参加者数:17人

③ イベント名:館長杯争奪卓球大会

目 的: 当館教室参加者の親睦及び力試しの場の提供。

実施内容: 教室参加者を主に対象としたレベルに応じた卓球大会

開催日:令和4年7月14日 参加者数:17人

④ イベント名:ボクササイズ&フィットネス体験

目 的:ボクササイズとフィットネスを体験することにより、心身のリフレッシュ を図る。

実施内容:外部指導者によるボクササイズとフィットネスの体験会

開催日:令和4年7月16日 参加者数:22人

⑤ イベント名:卓球交流会及び講習会

目 的:外部指導者による卓球講習会を行い、技術向上を図る。実戦形式を行い、

親睦を深める。

実施内容:卓球講習会及び実戦形式による交流会

開催日:令和4年12月22日 参加者数:42人

令和5年1月18日参加者数:48人令和5年3月16日参加者数:39人

⑥ イベント名:コア&アジリティ・リズムトレーニング

目 的:コア(体幹)&アジリティ(俊敏性)・リズムトレーニングを体験すること により、心身のリフレッシュを図る。

実施内容:コア(体幹)&アジリティ(俊敏性)・リズムトレーニング体験会

開催日:令和4年12月25日 参加者数:60人

⑦ イベント名:ローソンカップ小学生さわやか卓球大会

目 的:県内から全国で活躍する選手を生み出す

実施内容:リーグ戦及び決勝トーナメント

開催日:令和4年12月27日 参加者数:61人

○鳥取県立鳥取産業体育館及び鳥取県営鳥取屋内プールの利用料金

令和元年9月27日 鳥取県告示第263号

鳥取県立産業体育館の設置及び管理に関する条例(平成9年鳥取県条例第1号。以下「産業体育館条例」という。)第10条第2項及び鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例(昭和39年鳥取県条例第24号。以下「社会体育施設条例」という。)第11条第2項の規定に基づき、鳥取県立鳥取産業体育館及び鳥取県営鳥取屋内プールの利用料金を次のとおり承認したので、産業体育館条例第10条第3項及び社会体育施設条例第11条第3項の規定により告示する。

平成31年鳥取県告示第179号(鳥取県立鳥取産業体育館及び鳥取県営鳥取屋内プールの利用料金について) は、令和元年9月30日限り廃止する。

1 利用料金

(1) 体育館利用料

		区分		単位	金額
専用利用	営利を目的と	入場料その他これに類	大体育館	全面1時間につき	810円
		するもの(以下「入場料等」という。)を徴収し		3分の2面1時間につき	400円
		ないとき。		3分の1面1時間につき	200円
			小体育館	全面1時間につき	200円
			控室	1室1時間につき	150円
		入場料等を徴収すると	大体育館	全面1時間につき	1,620円
		き。	小体育館		300円
			控室	1室1時間につき	250円
	営利を目的と	入場料等を徴収しない	大体育館	全面1時間につき	28,510円
	する場合	とき。	小体育館	全面1時間につき	7, 120円
			控室	1室1時間につき	300円
		入場料等を徴収すると	大体育館	全面1時間につき	40,740円
	き。		小体育館	全面1時間につき	10, 180円
			控室	1室1時間につき	500円
	2階ロビー		1時間につき	100円	
一般利用	一般			1人1回につき	70円

(2) プール利用料

		金	額			
一般利用	個人		児童又は中学校	温水	1人1回につき	350円
	用券、6月利用券若しくは鳥	用券、6月利用券若しくは鳥 取屋内プール・県民体育館ト	の生徒	冷水	1人1回につき	250円
		レーニングルーム1月共通利	児童又は中学校	温水	1人1回につき	250円
		用券によらないで利用する場合	の生徒(午後6時 以降の利用)	冷水	1人1回につき	150円
			高等学校の生徒	温水	1人1回につき	560円
				又は学生	冷水	1人1回につき
			高等学校の生徒 又は学生(午後6	温水	1人1回につき	400円
		天は子生(干後6 時以降の利用)	冷水	1人1回につき	250円	
		一般	温水	1人1回につき	710円	
				冷水	1人1回につき	500円
					·	·

		■ 一般(午後6時以	温水	1人1回につき 500円
		降の利用)	冷水	1人1回につき 300円
		児童又は中学校	温水	回数券11枚につき 3,560円
		の生徒	冷水	回数券11枚につき 2,540円
		高等学校の生徒	温水	回数券11枚につき 5,600円
		又は学生	冷水	回数券11枚につき 4,070円
			温水	回数券11枚につき 7,120円
			冷水	回数券11枚につき 5,090円
	1月利用券により利用する場	児童又は中学校	温水	1人につき 2,440円
	合	の生徒	冷水	1人につき 1,680円
		高等学校の生徒	温水	1人につき 3,970円
		又は学生	冷水	1人につき 2,750円
		一般	温水	1人につき 5,040円
			冷水	1人につき 3,410円
	3月利用券により利用する場	児童又は中学校	温水	1人につき 6,820円
	合	の生徒	冷水	1人につき 4,880円
		高等学校の生徒	温水	1人につき 11,200円
		又は学生	冷水	1人につき 7,740円
		一般	温水	1人につき 14,150円
			冷水	1人につき 9,770円
	6月利用券により利用する場	児童又は中学校	温水	1人につき 12,220円
	合	の生徒	冷水	1人につき 10,180円
		高等学校の生徒	温水	1人につき 19,550円
		又は学生	冷水	1人につき 16,600円
		一般	温水	1人につき 24,850円
			冷水	1人につき 20,980円
	鳥取屋内プール・県民体育館 トレーニングルーム1月共通 利用券により利用する場合	一般	通年	1人につき 5,090円
	団体(20人以上のものに限る。)	児童又は中学校	温水	1人1回につき 250円
		の生徒	冷水	1人1回につき 200円
		高等学校の生徒	温水	1人1回につき 450円
		又は学生	冷水	1人1回につき 300円
		一般	温水	1人1回につき 560円
			冷水	1人1回につき 400円
専用利用(コ	ース)		温水	1コース1時間につき 3,710 円
			冷水	1コース1時間につき 2,590 円
専用利用(小	プール(全面))		温水	1時間につき 3,560円
			冷水	1時間につき 2,540円

専用利用(小プール(1/2面))	温水	1時間につき 1,780円
	冷水	1時間につき 1,270円
研修室		1時間につき 300円

(3) 設備利用料

ア 体育設備利用料

区分	単位	金額
バスケットボール用具	1組1回につき	2, 130円
バレーボール用具	1組1回につき	200円
バドミントン用具	1組1回につき	50円
テニス用具	1組1回につき	200円
卓球用具	1組1回につき	100円
ハンドボール用具	1組1回につき	300円

イ その他設備利用料

区分	単位	金額
音響装置	一式1回につき	1,060円
拡声装置	一式1回につき	1,060円
舞台照明	一式1回につき	1,060円
ワイヤレス・アンプ	一式1回につき	1,060円
マイクロホン	2本目から1本1回につき	200円
コンセント設備	1キロワット1時間につき	30円
シャワー	1人1回につき	30円
折りたたみ椅子	1脚1回につき	10円
長机(体育館)	1脚1回につき	20円

ウ 冷暖房利用料

区分	金額(1時間につき)			
	冷房	暖房		
大体育館	11,000円	9,570円		
小体育館	1,830円	1,220円		
控室	200円	100円		
研修室	60円	60円		

工 電灯利用料

(ア) 大体育館 1時間1灯当たり 30円

(イ) 小体育館

照度	金額(1時間につき)
50%	60円
75%	100円
100%	130円

備考

1 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。

- 2 控室を大会等により大体育館又は小体育館と併せて使用するときは、控室に係る(1)の表に定める 利用料は無料とする。
- 3 大体育館、小体育館又は控室を利用する場合において、冷房又は暖房をしたときは、(1)の表に定める利用料の額に(3) ウに定める冷暖房利用料を加算するものとする。
- 4 大体育館又は小体育館を専用利用の方法で利用する場合において、次に掲げる電灯数又は照度を超える照明をしたときは、(1)の表に定める利用料の額に(3)エに定める電灯利用料をそれぞれ加算するものとする。

	区分	電灯数又は照度
大体育館	全面使用	12灯
	2分の1面使用	6灯
	3分の1面使用	4±T
小体育館	全面使用	25%

- 5 大体育館又は小体育館を専用利用の方法で利用する場合において、連続して3時間以上利用すると きの利用料の額は、(1)の表に定める利用料の額に100分の90を乗じて得た額とする。
- 6 (2)の表において「1月利用券」、「3月利用券」、「6月利用券」及び「鳥取屋内プール・県民体育館トレーニングルーム1月共通利用券」とは、それぞれの利用券の券面に記載された月数の期間内において、これらの利用券を提示することにより施設を利用することができる利用券をいう。
- 7 1月利用券、3月利用券又は6月利用券の券面に記載された月数の期間が温水のプールを利用できる期間と冷水のプールを利用できる期間にわたる場合の利用料の額は、温水のプール又は冷水のプールを1月利用券、3月利用券又は6月利用券により利用する場合の利用料の額を勘案して別に定める。
- 8 研修室を利用する場合において、冷房又は暖房をしたときは、(2)の表に定める利用料の額に当該額の2割に相当する額を加算するものとする。

2 承認年月日等

- (1) 承認年月日 令和元年9月17日
- (2) 適用開始年月日 令和元年10月1日 附 則(令和3年告示第122号)
- この告示は、令和3年4月1日から施行する。

鳥取県立鳥取産業体育館の利用料減免基準

減 免 事 由	減免率
一施設利用料	
1 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校(高等課程を置くものに限る。)、同法55条第1項の規定により指	10/10
定された技能教育のための施設若しくは児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所又は教育に関する活動を行う団体であって知事が別に定め	1
る基準に該当するものが、幼児、児童又は生徒が参加する運動会、競技会等のスポーツ行事(学年(これに該当するものとして知事が別に定めるものを含む。)単位以上の規	1
模で行うこと、その他の知事が別に定める要件に該当するものに限る。)のために利用するとき。(県内のものに限る。)	ı
(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校が利用するとき。	ı
(2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第124条に規定する専修学校(高等課程を置くものに限る。)が利用するとき。	ı
(3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第55条第1項の規定により指定された技能教育のための施設が利用するとき。	ı
(4) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項の規定する保育所が利用するとき。	ı
(5) 教育に関する活動を行う団体であって知事が定める基準に該当するものが利用するとき。	ı
ア 小学校体育連盟(市町村単位以上のものに限る。)	1
イ 中学校体育連盟(市町村単位以上のものに限る。)	1
ウ 高等学校体育連盟(市町村単位以上のものに限る。)	1
2 小学校体育連盟、中学校体育連盟又は高等学校体育連盟が行う講習会等のために利用するとき。(県内のものに限る。)	1
(1) 全県の児童・生徒を対象にする場合	10/10
(2) 郡市単位以上の児童・生徒を対象にする場合	1/2
3 商工団体その他の団体が産業の振興のために行う講演会、講習会、展示会等のために利用するとき。	ı
(1) 県内の郡市以上の区域を地区とする商工団体が産業振興のため見本市、展示会等に利用するとき。	1/2
(2) 県内の郡市以上の区域を地区とする団体が産業の振興を図るために行う行事等に利用するとき。((1) を除く。)	1/3
4 身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者、障害福祉サービス受給者証の交付を受けた者その他一定基準に該当する心	ı
身に障がいを有する者又は特定医療費(指定難病)医療受給者証の交付を受けた者(以下「障がい者等」という。)及びその介護者が利用するとき。	ı
(1) 身体障害者手帳の交付を受けた者が一般利用するとき。	10/10
(2) 療育手帳の交付を受けた者が一般利用するとき。	10/10
(3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者が一般利用するとき。	10/10
(4) 知事が定める基準に該当する心身に障がいを有する者が一般利用するとき。	ı
ア 児童相談所長又は知的障害者更生相談所長が知的障がい者(児)として判定し、証明書を交付した者	10/10
イ 児童相談所長が、児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)第48条第3号に定める自閉症を主たる症状とする児童であって、病院に収容することを要し	10/10
ないと認め、証明書を交付した者	ı
ウ 小学校長又は中学校長が、「教育上特別な取扱いを要する児童・生徒の教育措置について」(昭和53年10月6日付文初特第309号文部省初等中等教育局長通達)	10/10
の第1の8に規定する児童又は生徒として認め、証明書を交付した者(知的障がい、病弱等に伴って情緒障がいを有する者)	
(5) 障害福祉サービス受給者証の交付を受けた者が一般利用するとき。	10/10
(6) 特定医療費(指定難病)医療受給者証の交付を受けた者が一般利用するとき。	10/10
(7) 上記 (1) ~ (6) の介護者 (障がい者等1名につき介護者2名) が一般利用するとき。	10/10
(8) 障がい者等及びその介護者(障がい者等1名につき介護者2名)が専用利用する場合で、障がい者等の社会参加を促進すると認められるとき。	, l
ア 障がい者等及びその介護者が利用者の1/2以上の場合	10/10

5 幼児、児童、生徒又は学生が国民の税目に関する法律(昭和23年法律第178号) に規定する休日、日曜日及び土曜日に一般利用するとき。 な法利用者の身分詞明書 住徒症明書等) の確認ができない場合、利用料減免の対象外とする(幼児及び児童は除く。) 6 幼児、児童、生徒又は学生が専用利用 (利用 しょうとする日 (当該利用が2日以上にわたる場合は、その初日。以下「利用日」という。)の6日前から利用日までの間における申込みに係るものに限る。)をするとき。(全体の利用者に占める県内の生徒等の人数の割合が2分の1以上であるものに限る。) な法利用者全員の身分証明書 (生徒証明書等)の確認ができない場合、利用料減免の対象外とする(幼児及び児童は除く。)また、別様のとおり、面数及び時間の利用制限を行う。 7 7 0歳以上の者が明用するとき。 (1) 7 0歳以上の者が明用するとき。 7 7 0歳以上の者が明用者の1/2以上の場合 4 7 0歳以上の者が明用者の1/2以上の場合 5 か護保険法(平成9年法律第123号)の規定による要介護認定な受けた者(以下「要介護者等)という。)及びその介護者が利用するとき。 (1) 要介護者等及びその介護者(要介護者等)名につき介護者2名)が一般利用するとき。 (2) 要介護者等及びその介護者(要介護者等)名につき介護者2名)が一般利用するとき。 (2) 要別書を等及びその介護者(要介護者等)名につき介護者2名)が専用利用する場合で、要介護者等の社会参加を促進すると認められるとき。 7 変介達者等及びその介護者が利用者の1/2以上の場合 4 要介護者等及びその介護者が利用者の1/2以上の場合 5 島原県が主催する県民スポーツレクリエーション祭で利用するとき。ただし、本大会の実施に力かるものとし、かつ実施競技団体長名で申請があったものに限る。 10/1 2 会権利用料 1 体育等設備に関する減免は次のとおりとする。 一の1~3、一の5~6、一の8~10に該当する場合 2 その他の設備に関する減免は次のとおりとする。 一の1~3、一の5~6、一の8~10に該当する場合					其个
なお利用者の身合語明書(生徒語明書等)の確認ができない場合、利用料域的が発外とする(幼児及び児童は除く、) 6 幼児、児童、生体又は学生が専用利用(利用しようとする)(当該利用が2日以上にわるる場合は、その知用、以下「利用日」という。)の6日前から利用日までの間における中心が見いた。	イ 障がい者等及び	その介護者が利用者の1/2	未満の場合		1/2
6					10/10
お中込みに係るものに限え) をするとき、(全体の利用者に占める県内の生産等の人数の側合が2分の1以上であるものに限る。) なお利用者を負の身分部囲書(生社証明書等) の確認ができない場合、利用料減免の対象外とする(幼児及び児童は飲く。)また、別表のとおり、面数及の時間の利用制限を行う。 7 の能以上の者が一級利用するとき。					
たお利用者全員の身分記明書 (生徒証明書等) の確認ができない場合、利用料練免の対象外とする (幼児及び児童は除く。) また、別表のとおり、面薮及び時間の利用制限を行う。 7 70歳以上の者が利用するとき。 (1) 70歳以上の者が明用するとき。 (2) 70歳以上の者が明用者の12比の場合で、70歳以上の者の社会参加を促進すると認められるとき。					10/10
7 7 0歳以上の者が利用するとき。 (1) 7 0歳以上の者が一般利用するとき。 (2) 7 0歳以上の者が一般利用するとき。 (2) 7 0歳以上の者が明月者の1/2以上の場合 イ 7 0歳以上の者が明月者の1/2以上の場合 イ 7 0歳以上の者が明月者の1/2以上の場合 イ 7 0歳以上の者が明月者の1/2以上の場合 第 7歳保険法 (甲戌9年法律第123号) の規定による要介護認定又は要支援認定を受けた者 (以下「要介護者等」という。) 及びその介護者が利用するとき。 (1) 要介護者等及びその介護者 (要介護者等 1名につき介護者) 2名 が一般利用するとき。 (2) 要介護者等及びその介護者 (要介護者等 1名につき介護者) 2名 が一般利用するとき。 ア 要介護者等及びその介護者 (要介護者等 1名につき介護者) 2名 が専用利用する場合で、要介護者等の社会参加を促進すると認められるとき。 ア 要介護者等及びその介護者が利用者の1/2はの場合 イ 要介護者等及びその介護者が利用者の1/2末満の場合 9 鳥眼眼が出催する果然スポーツンクリコーション案で利用するとき。ただし、本大会の実施にかかるものとし、かつ実施競技団体長名で申請があったものに限る。 10/1 10 その他産業及びスポーツの振興を図るため知事が特に必要があると認めたとき。 10/1 こ 設備利用料 1 体育等設備に関する減免は次のとおりとする。 一の1~3、一の5~6、一の8~10に該当する場合 2 その他の健保に関する減免は次のとおりとする。 10/1 のの6の専用利用における1日当たりの利用制限 区分					
(1) 7 0歳以上の者が-現料用するとき。 (2) 7 0歳以上の者が現用者の1/2以上の場合 イ 7 0歳以上の者が現用者の1/2以上の場合 イ 7 0歳以上の者が現用者の1/2以上の場合 イ 7 0歳以上の者が明用者の1/2以上の場合 (1) 変介護者等及びその介護者 (要介護者等) の規定による要介護認定文は要支援認定を受けた者 (以下「要介護者等) という。) 及びその介護者が利用するとき。 (1) 要介護者等及びその介護者 (要介護者等) 名につき介護者 2名)が専用利用するとき。 (2) 要介護者等及びその介護者 (要介護者等) 名につき介護者 2名)が専用利用する場合で、要介護者等の社会参加を促進すると認められるとき。 ア 要介護者等及びその介護者が利用者の1/2以上の場合 イ 3 点取外が主催する果民スポーツレクリエーション祭で利用するとき。ただし、本大会の実施にかかるものとし、かつ実施競技団体長名で申請があったものに限る。 1 0/1 1/2 日 2 砂値整業及びスポーツの振興を図るため知事が特に必要があると認めたとき。 1 0/1 1/2 こ 設備利用料 1 体育等設備に関する減免は次のとおりとする。 一の1〜3、一の5〜6、一の8〜1 0に該当する場合 2 その他の歌劇情に関する減免は次のとおりとする。 一の1に該当する場合 こ 程房又は冷房に係る額並吹に体育館の照明(管理者が必要と認める照度以上の照明)に係る額に関する減免は、一の1に限るものとする。 1 0/1 別表 「反ク 面積 時間 「区分 面積 日間まで 小体育館 皇太1/3面 2 時間まで)確認ができない場合、利用料	科威免の対象外とする(幼児及び児童は除く。)また、別表のとおり、面数及び時間の利用制限を行う。	
(2) 7 0歳以上の者が専用利用でお場合で、7 0歳以上の者の社会参加を促進すると認められるとき。					10/10
7 7 0歳以上の者が利用者の1/2以上の場合 4 7 0歳以上の名が利用者の1/2 大油の場合 8 介護保険法 (平成5 年記練館 12 3 号) の規定による要介護認定又は要支援認定を受けた者 (以下「要介護者等) という。) 及びその介護者が利用するとき。 (1) 要介護者等及びその介護者 (要介護者等1名につき介護者2名) が一般利用するとき。 (2) 要介護者等及びその介護者 (要介護者等1名につき介護者2名) が専用利用する場合で、要介護者等の社会参加を促進すると認められるとき。			まい Lの老の社会会加な児米	ナスし初めこれ スレキ	10/10
1/2 8 介護保険法 (平成9年法律師 1 2 3号) の規定による要介護認定を受けた者 (以下「要介護者等) という。) 及びその介護者が利用するとき。 (1) 要介護者等及びその介護者 (要介護者等 1 名につき介護者 2 名) が専用利用するとき。 (2) 要介護者等及びその介護者 (要介護者等 1 名につき介護者 2 名) が専用利用する場合で、要介護者等の社会参加を促進すると認められるとき。 ア 要介護者等及びその介護者 (現介護者)が利用者の 1/2 実施の場合 イ 要介護者等及びその介護者 (現外護者)が利用者の 1/2 実施の場合 1 の				9 公と前が204 2公とさ。	10/10
8 介護保険法 (平成9年法律第123号) の規定による要介護認定又は要支援認定を受けた者 (以下「要介護者等) という。) 及びその介護者が利用するとき。 (1) 要介護者等及びその介護者 (要介護者等1名につき介護者2名) が一般利用するとき。 (2) 要介護者等及びその介護者 (要介護者第1名につき介護者2名) が専用利用する場合で、要介護者等の社会参加を促進すると認められるとき。 ア 要介護者等及びその介護者が利用者の1/2 共満の場合 4 要介護者等及びその介護者が利用者の1/2 共満の場合 9 鳥取県が建管する県民スボーツレクリエーション祭で利用するとき。ただし、本大会の実施にかかるものとし、かつ実施競技団体長名で申請があったものに限る。 10/1 (10/2 大の他主義及びスボーツの振興を図るため知事が特に必要があると認めたとき。 10/1 こ 設備利用料 1 体育等設備に関する減免は次のとおりとする。 一の1~3、一の5~6、一の8~10に該当する場合 2 その他の設備に関する減免は次のとおりとする。 一の1に該当する場合 三 暖房又は冷房に係る額並びに体育館の照明 (管理者が必要と認める照度以上の照明) に係る額に関する減免は、一の1に限るものとする。 10/1 別表 一の6の専用利用における1日当たりの利用制限 区分 面積 時間 大体育館 最大1/3面 2時間まで 小体育館 全面のみ 2時間まで					, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
(1) 要介護者等及びその介護者(要介護者等1名につき介護者2名)が一般利用するとき。 (2) 要介護者等及びその介護者(要介護者等1名につき介護者2名)が専用利用する場合で、要介護者等の社会参加を促進すると認められるとき。 ア 要介護者等及びその介護者が利用者の1/2以上の場合 イ 要介護者等及びその介護者が利用者の1/2未満の場合 9 鳥取県が主催する県民スポーツレクリエーション祭で利用するとき。ただし、本大会の実施にかかるものとし、かつ実施競技団体長名で申請があったものに限る。 10/1 10 その他産業及びスポーツの振興を図るため知事が特に必要があると認めたとき。 10/1 こ 設備利用料 1 体育等設備に関する減免は次のとおりとする。				認定を受けた者(以下「要介護者等」という。)及びその介護者が利用するとき。	1/2
(2) 要介護者等及びその介護者 (要介護者等 1名につき介護者 2名) が専用利用する場合で、要介護者等の社会参加を促進すると認められるとき。 ア 要介護者等及びその介護者が利用者の 1/2 以上の場合					10/10
1/2 10 2 2 2 2 2 2 2 2 2					,
9 鳥取県が主催する県民スポーツレクリエーション祭で利用するとき。ただし、本大会の実施にかかるものとし、かつ実施競技団体長名で申請があったものに限る。 1 0 / 1 0 その他産業及びスポーツの振興を図るため知事が特に必要があると認めたとき。 二 設備利用料 1 体育等設備に関する減免は次のとおりとする。	ア 要介護者等及び	その介護者が利用者の1/2	以上の場合		10/10
10 その他産業及びスポーツの振興を図るため知事が特に必要があると認めたとき。 1 後備利用料 1 体育等設備に関する減免は次のとおりとする。 一の1~3、一の5~6、一の8~10に該当する場合 2 その他の設備に関する減免は次のとおりとする。 一の1に該当する場合 三 暖房又は冷房に係る額並びに体育館の照明(管理者が必要と認める照度以上の照明)に係る額に関する減免は、一の1に限るものとする。 10/1 別表 一の6の専用利用における1日当たりの利用制限 区分 面積 時間 大体育館 最大1/3面 2時間まで 小体育館 全面のみ 2時間まで	イ 要介護者等及び	その介護者が利用者の1/2	未満の場合		1/2
二 設備利用料 1 体育等設備に関する減免は次のとおりとする。 −の1~3、−の5~6、−の8~10に該当する場合 2 その他の設備に関する減免は次のとおりとする。 −の1に該当する場合 10/1 三 暖房又は冷房に係る額並びに体育館の照明(管理者が必要と認める照度以上の照明)に係る額に関する減免は、一の1に限るものとする。 10/1 別表 −の6の専用利用における1目当たりの利用制限 区分 面積 時間 大体育館 最大1/3面 2時間まで 小体育館 全面のみ 2時間まで 小体育館 全面のみ 2時間まで					10/10
1 体育等設備に関する減免は次のとおりとする。	10 その他産業及びスポ	ーツの振興を図るため知事か	特に必要があると認めたと	<i>.</i>	10/10
1 体育等設備に関する減免は次のとおりとする。					
-の1~3、一の5~6、一の8~10に該当する場合 2 その他の設備に関する減免は次のとおりとする。 10/1 -の1に該当する場合 三 暖房又は冷房に係る額並びに体育館の照明(管理者が必要と認める照度以上の照明)に係る額に関する減免は、一の1に限るものとする。 10/1 別表 -の6の専用利用における1日当たりの利用制限 区分 面積 時間 大体育館 最大1/3面 2時間まで 小体育館 全面のみ 2時間まで		\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\			
2 その他の設備に関する減免は次のとおりとする。	- 11 14 4 15 4 Mar. 15 4 7 W	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	· 48 人		10/10
一の1に該当する場合 三 暖房又は冷房に係る額並びに体育館の照明(管理者が必要と認める照度以上の照明)に係る額に関する減免は、一の1に限るものとする。 1 0/1 別表 一の6の専用利用における1目当たりの利用制限 区分 面積 時間 大体育館 最大1/3面 2時間まで 小体育館 全面のみ 2時間まで	· ·	•) 場合		1.0/1.0
三 暖房又は冷房に係る額並びに体育館の照明(管理者が必要と認める照度以上の照明)に係る額に関する減免は、一の1に限るものとする。 10/1 別表 一の6の専用利用における1日当たりの利用制限 区分 面積 時間 大体育館 最大1/3面 2時間まで 小体育館 全面のみ 2時間まで					10/10
別表 一の6の専用利用における1日当たりの利用制限 区分 面積 時間 大体育館 最大1/3面 2時間まで 小体育館 全面のみ 2時間まで	10月11日次当りる物口				
別表 一の6の専用利用における1日当たりの利用制限 区分 面積 時間 大体育館 最大1/3面 2時間まで 小体育館 全面のみ 2時間まで	- 暖展又は冷展に係る額	並びに体育館の昭明(管理者	そが必要と認める昭度以上の時	昭明)に係る額に関する減免は、一の1に限るものとする。	10/10
一の6の専用利用における1日当たりの利用制限 区分 面積 時間 大体育館 最大1/3面 2時間まで 小体育館 全面のみ 2時間まで		TO (-11 11 MI -> MI > 1			
区分 面積 時間 大体育館 最大1/3面 2時間まで 小体育館 全面のみ 2時間まで	別表				
大体育館 最大1/3面 2時間まで 小体育館 全面のみ 2時間まで	一の6の専用利用における	1日当たりの利用制限			
小体育館 全面のみ 2時間まで	区分	面積	時間		
	大体育館	最大1/3面	2時間まで		
2階ロビー 全面のみ 2時間まで	小体育館	全面のみ	2時間まで		
	2階ロビー	全面のみ	2時間まで		

鳥取県営鳥取屋内プールの利用料減免基準

減 免 事 由	減免率
一 施設利用料	
1 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第55条第1項の規定により指定さ	ļ
れた技能教育のための施設若しくは児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所又は教育に関する活動を行う団体	ļ
であって知事が別に定める基準に該当するものが、幼児、児童、生徒又は学生が参加する運動会、競技会等のスポーツ行事(学年(これに相当す	
るものとして知事が別に定めるものを含む。)単位以上の規模で行うこと、入場料又はこれに類するものを徴収しないことその他の知事が別に定し	
める要件に該当するものに限る。)のために利用するとき。(県内のものに限る。)	
ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校が利用するとき。	10/10
> \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	10/10
ウ 学校教育法(昭和22年法律第26号)第55条第1項の規定により指定された技能教育のための施設が利用するとき。	10/10
	10/10
オ 教育に関する活動を行う団体であって知事が定める基準に該当するものが利用するとき。	,
(ア) 小学校体育連盟 (市町村単位以上のものに限る。)	10/10
(イ) 中学校体育連盟(市町村単位以上のものに限る。)	10/10
(ウ) 高等学校体育連盟 (市町村単位以上のものに限る。)	10/10
2 小学校体育連盟、中学校体育連盟又は高等学校体育連盟が行う講習会等(入場料又はこれに類するものを徴収しないものに限る。)のために利	,
用するとき。	ļ
(ア) 全県の児童・生徒を対象にする場合	10/10
(イ) 郡市単位以上の児童・生徒を対象にする場合	1/2
3 障がい者、障害福祉サービス受給者証の交付を受けた者又は特定医療費(指定難病)医療受給者証の交付を受けた者(以下「障がい者等」という。)	-, -
及びその介護者が当該障がい者等の健康の保持及び増進を図るためにプールを利用するとき。	
ア 身体障害者手帳の交付を受けた者が一般利用の方法で利用するとき。	10/10

	貝化
イ 療育手帳の交付を受けた者が一般利用の方法で利用するとき。	10/10
ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者が一般利用の方法で利用するとき。	10/10
エ 心身に障がいを有する者で、知事が特に必要があると認めた者が一般利用の方法で利用するとき。	l
(ア) 児童相談所長又は知的障害者更生相談所長が知的障がい者(児)として判定し、証明書を交付した者	10/10
(イ) 児童相談所長が、児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)第48条第3号に定める自閉症を主たる症状とする児童であって、	10/10
病院に収容することを要しないと認め、証明書を交付した者	1
(ウ) 小学校長又は中学校長が、「教育上特別な取扱いを要する児童・生徒の教育措置について」(昭和53年10月6日付文初特第309号文	10/10
部省初等中等教育局長通達)の第1の8に規定する児童又は生徒として認め、証明書を交付した者(知的障がい、病弱等に伴って情緒障がい	·
を有する者)	l
オー障害福祉サービス受給者証の交付を受けた者が一般利用するとき。	10/10
カー特定医療費(指定難病)医療受給者証の交付を受けた者が一般利用するとき。	10/10
キ ア〜カの介護者(障がい者等1名につき介護者2名)が一般利用するとき。	10/10
ク 障がい者等及びその介護者 (障がい者等1名につき介護者2名) が社会参加を目的とし、専用利用の方法で利用するとき。	,
(ア) 利用者のうち1/2以上が障がい者等の場合	10/10
(イ) 利用者のうち1/2未満が障がい者等の場合	1/2
4 児童、生徒又は学生が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、日曜日及び土曜日に一般利用するとき。	10/10
なお利用者の身分証明書(生徒証明書等)の確認ができない場合、利用者減免の対象外とする(幼児及び児童は除く。)	,
5 幼児がプールを一般利用するとき。	10/10
6 70歳以上の者が利用するとき。	,
ア 70歳以上の者が一般利用の方法で利用するとき。	10/10
イ 70歳以上の者が専用利用する場合で、70歳以上の者の社会参加を促進すると認められるとき。	,
(ア) 利用者のうち、1/2以上が70歳以上の者の場合	10/10
(イ) 利用者のうち、1/2未満が70歳以上の者の場合	1/2
7 要介護者等及びその介護者が利用するとき。	·
ア 要介護者等及びその介護者(要介護者等1名につき介護者2名)が一般利用の方法で利用するとき。	10/10
イ 要介護者等及びその介護者(要介護者等1名につき介護者2名)が社会参加を目的とし、専用利用の方法で利用するとき。	·
(ア) 利用者のうち、1/2以上が要介護者等の場合	10/10
(イ)利用者のうち、1/2未満が要介護者等の場合	1/2
8 鳥取県が主催する県民スポーツレクリエーション祭で利用するとき。ただし、本大会の実施にかかるものとし、かつ実施競技団体長名で申請	10/10
があったものに限る。	, -
9 その他スポーツの振興を図るため知事が特に必要があると認めたとき。鳥取県が水泳の振興を図るために利用するとき。	10/10
10 一の1により利用する場合は施設利用料の他に設備利用料及び冷房若しくは暖房をしたとき、又は照明をしたときに加算すべき料金についても	10/10
減免する。	

【資料4】施設の概要

開館時間

【鳥取県立鳥取産業体育館】

午前9時から午後10時まで

【鳥取県営鳥取屋内プール】

午前10時から午後8時まで(7月~9月午前9時~午後8時30分まで)

休館日

【鳥取県立鳥取産業体育館】

毎月第4水曜日

年末年始(12月29日~翌年1月3日)

【鳥取県営鳥取屋内プール】

毎週水曜日 祝日は開館 7月20日頃~8月末日の間は無休

年末年始(12月29日~翌年1月3日)

鳥取市へのアクセス



鳥取駅からのアクセス(JR鳥取駅から徒歩5分)



お問い合わせ

鳥取県立鳥取産業体育館 鳥取県営鳥取屋内プール 鳥取市天神町50-2・50-3

【産業体育館】TEL0857-24-2815 FAX0857-24-2815

【屋内プール】TEL0857-27-6882

URL http://t-santai.tottori-sf.net/ E-mail sports@t-santai.undo.jp



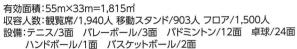
CILITIES

フロアガイド FLOOR GUIDE



大体育館

卓球、バドミントン、テ ニスなどのスポーツの 他、展示会やイベント などが開催できます。 テニスやバドミントン 教室も行っています。





3 ステージ

傘踊りの練習や、民謡 の練習などができま す。



収容人数:フロア/400人 設備:テニス/1面 バレーボール/1面 バドミントン/3面 卓球/8面 バスケットボール/1面



収容人数:会議室1~3/各20人 研修室/60人



卓球、新体操教室を 行っています。気軽に 利用できる施設です。 楽しく、体を動かしま しょう。

2 小体育館

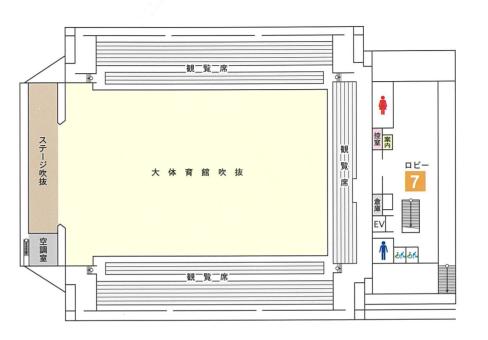


会社の会議などができ ます。

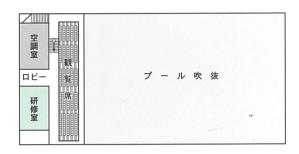
6 小プール

幼児でも足が着く深さ

で、浮き輪(持ち込み)



2Fロビー 大体育館 観覧席 研修室 プール 観覧席





25m 7コース(公認)400㎡ 水深90cm~160cm(フロア部分90cm~121cm) 観覧席:200人収容(固定席)

25mプール

全7コース、利用者 のニーズに合わせた コース選びが出来ま す。幼児から大人、障 がい者の方まで幅広 い層の水泳教室を 実施しています。

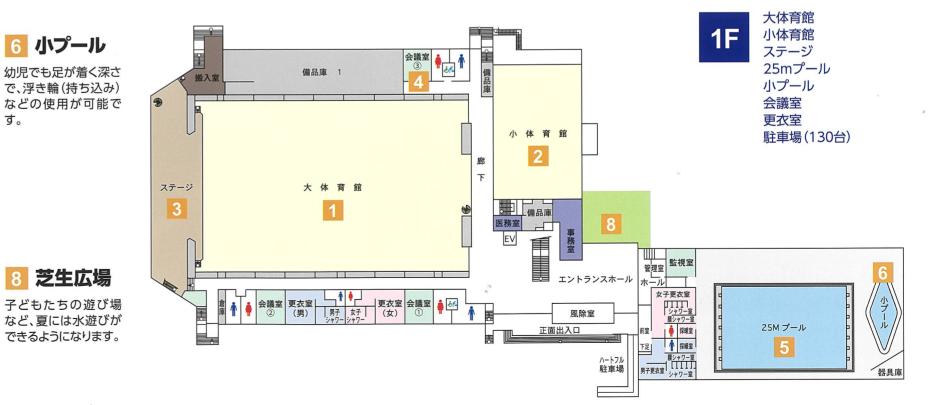


50㎡ 水深50cm

芝生広場

す。

子どもたちの遊び場 など、夏には水遊びが できるようになります。





2Fロビー

ダンスの練習や、ヨガ などができます。

